

補助金額一覧

(1)「新設」の場合(建物の増改築を含む)

| 算定基準による人槽 | 補助金限度額 |
|-----------|----------|
| | 平成23年度 |
| 5人槽 | 332,000円 |
| 7人槽 | 414,000円 |
| 8～10人槽 | 548,000円 |
| 11～20人槽 | 939,000円 |

(2)「転換」の場合(単独浄化槽、汲取り便所を自主的に設置換え)

| 算定基準による人槽 | 補助金限度額 |
|-----------|------------|
| | 平成23年度 |
| 5人槽 | 332,000円 |
| 7人槽 | 414,000円 |
| 8～10人槽 | 548,000円 |
| 11～20人槽 | 939,000円 |
| 21～30人槽 | 1,472,000円 |
| 31～50人槽 | 2,037,000円 |

(ア)既存単独処理浄化槽を撤去処分する場合(浄化槽の設置に伴い、原則として既存単独処理浄化槽を撤去する必要がある場合に限る。)は、1槽につき9万円を限度として、当該撤去・処分に係る費用を補助します。

ただし、補助対象者が交付申請時に納期内の市税額を納付していること。

(イ)浄化槽の設置に要する費用が前項の規定により定められた補助限度額に満たないときは、補助金の額は当該費用の額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。